

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 2 1 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けた
エボラ出血熱に係る協力依頼について

世界保健機関（WHO）は、2026 年 5 月 17 日（日本時間）、コンゴ民主共和国及びウガンダにおけるエボラ出血熱の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC: Public Health Emergency of International Concern）」に該当する旨を宣言しました。WHO によれば、同年 5 月 18 日時点で、現在コンゴ民主共和国イツリ州を中心に、疑い例も含めて 516 名（うち 131 名は死亡例）のエボラ出血熱の症例が確認されています。

つきましては、エボラ出血熱発生地域であるコンゴ民主共和国及びウガンダに渡航された方が医療機関を受診された場合には、エボラ出血熱を念頭においた診療を行っていただきますよう、貴会会員への周知につきまして、御協力をお願いします。

また、今回の宣言を受けて、各都道府県に対し、別添 1 「「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」（令和 8 年 5 月 21 日付け感感発 0521 第 1 号）、各検疫所に対し、別添 2 「「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」（令和 8 年 5 月 17 日付け事務連絡（令和 8 年 5 月 21 日改正））を発出しましたので、お知らせいたします。

別添 1：「「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」（令和 8 年 5 月 21 日付け感感発 0521 第 1 号）

別添 2：「「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」（令和 8 年 5 月 17 日付け事務連絡（令和 8 年 5 月 21 日一部改正））